

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方法により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年10月3日

鳥取県知事 平井 伸治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

鳥取県SDGs未来都市イメージ動画及びリーフレット制作業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務の内容

鳥取県SDGs未来都市イメージ動画及びリーフレット制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び鳥取県SDGs未来都市イメージ動画及びリーフレット制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

#### (4) 予算額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人又は法人格のない団体であって、法人格のない団体にあつては、代表者の定めがあること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体は除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、次のいずれかの業種区分に登録されていること。
  - ア 「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」
  - イ 「イベント・広告・企画」の「広告・広報」
  - ウ 「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」
  - エ 「イベント・広告・企画」の「その他」
- (5) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 鳥取県（以下「県」という。）との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 評価方法及び選定方法

- (1) 提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、とっとりSDGsシーズン2022戦略的発信業務等公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、実施要領別添3評価要領に基づき、審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。
- (2) 審査結果は、インターネットの鳥取県令和新时代創造本部政策戦略監新时代・SDGs推進課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sdgs/>）で公表するとともに、全ての提案者に通知する。

なお、公表については、全ての提案者の順位及び得点とし、提案者名については、最優秀提案者のみ公表する。
- (3) 審査の経緯は公表しない。

(4) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

#### 4 手続き等

##### (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和新时代創造本部政策戦略監新时代・SDGs推進課

電話：0857-26-7093

ファクシミリ：0857-26-8111

電子メール：sdgs@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 実施要領等の交付

実施要領及び仕様書は、令和4年10月3日（月）から同月21日（金）までの間に、インターネットの鳥取県令和新时代創造本部政策戦略監新时代・SDGs推進課のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sdgs/>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

###### ア 交付期間及び時間

令和4年10月3日（月）から同月21日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

###### イ 交付場所

(1) に同じ

##### (3) 参加の意向

この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和4年10月13日（木）までに実施要領別添1参加意向確認書を(1)の場所にファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。ただし、ファクシミリの場合は(1)の場所へ電話連絡の上、提出すること。

#### 5 企画提案書等の提出

##### (1) 提出方法

持参又は送付とする。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9条に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出期限までに必着のこととし、併せて4(1)の場所に電話連絡すること。

##### (2) 提出場所

4(1)の場所に同じ

##### (3) 提出期間及び時間

令和4年10月3日（月）から同月21日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は同月21日（金）午後5時までまでに必着とする。

#### 6 プレゼンテーションの実施

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。なお、具体的な日時、場所等は提案者に後日通知する。

##### (1) 実施予定時期

令和4年10月下旬

##### (2) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁舎内会議室又はオンライン

##### (3) 持ち時間等

プレゼンテーションは一提案につき20分程度（企画提案書等の説明（10分程度）、質疑応答（10分程度））

## 7 契約の締結

審査会による審査の結果、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、3により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

## 8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 9 その他

### (1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書、虚偽の記載がなされた企画提案書、実施要領に違反した者の企画提案書は無効とする。

### (2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (3) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (4) 情報公開の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

### (5) その他

詳細は、実施要領による。